

別表第1 (第2条関係)

1 要領別表第1に掲げる添付書類	
(1)	別記様式第一号(規則第4条関係) サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書
(2)	別紙 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地 など
(3)	別添1及び2 役員名簿
(4)	別添3 住宅の規模並びに構造及び設備等
(5)	別添4 状況把握及び生活相談サービスの内容 など
(6)	<b>配置図</b> (縮尺は1/100又は1/200程度とし、方位を記載)
(7)	<b>各階平面図</b> (縮尺は1/100又は1/200程度とし、方位、室用途及び共用部の緊急通報装置の位置を記載すること。また、併設施設がある場合は着色し、色分けすること。)
(8)	<b>各住戸の平面詳細図・求積図</b> (タイプ別(左右反転は1タイプとする)。台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室設備及び緊急通報装置を記載)

別表第2 (第3条関係)

2 要領別表第2に掲げる添付書類	
(1)	<b>設置に係る情報提供書(第1号様式)の写し</b> (市町村受付印の押印を受けたもの)
(2)	別記様式第一号(規則第4条関係) サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書
(3)	別紙 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地 など
(4)	別添1及び2 役員名簿
(5)	別添3 住宅の規模並びに構造及び設備等
(6)	別添4 状況把握及び生活相談サービスの内容 など
(7)	<b>各階平面図</b> (縮尺は1/100又は1/200程度とし、方位、室用途及び共用部の緊急通報装置の位置を記載すること。また、併設施設がある場合は着色し、色分けすること。)
(8)	<b>各住戸の平面詳細図・求積図</b> (タイプ別(左右反転は1タイプとする)。台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室設備及び緊急通報装置を記載)
(9)	<b>加齢対応構造等のチェックリスト(別紙1)</b>

別表第3 (第4条関係)

3 要領別表第3に掲げる添付書類		要否 ●必須 ○該当する場合
(1)	設置に係る情報提供書(第1号様式)の写し (市町村受付印の押印を受けたもの)	●
(2)	建築確認申請書(第1面、第3面及び第4面)の写し	●
(3)	耐震診断書(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物の場合)	○
(4)	入居基準の適合チェックリスト(別紙3)	●
(5)	賃貸借契約書(土地・住宅・施設)(申請者が賃貸借する場合)	○
(6)	状況把握・生活相談サービス以外のサービス選択に係る説明書(別紙4)	○
(7)	事業を行う者との連携及び協力することが確認できる書類	○
(8)	終身建物事業者の認可証明書 (終身建物賃貸借事業の認可を受けている場合)	○
(9)	自律型サービス付き高齢者向け住宅登録チェックリスト (登録を希望する住戸がある場合)	○
(10)	併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅登録チェックリスト (地域開放型の併設施設があり、登録を希望する併設施設がある場合)	○
(11)	住宅の入居募集に関する資料(パンフレット等)	○
(12)	その他市長が必要と認める書類	○

別表第4 (第5条関係)

4 要領別表第4に掲げる添付書類		要否 ●必須 ○該当する場合
(1)	設置に係る情報提供書(第1号様式)の写し (市町村受付印の押印を受けたもの)	●
(2)	建築確認申請書(第1面、第3面及び第4面)の写し	●
(3)	建築確認済証の写し(これから建築する場合)	●
	検査済証の写し(竣工済の場合)	
(4)	耐震診断書(昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物の場合)	○
(5)	入居基準の適合チェックリスト(別紙3)	●
(6)	賃貸借契約書(土地・住宅・施設)(申請者が賃貸借する場合)	○
(7)	状況把握・生活相談サービス以外のサービス選択に係る説明書(別紙4)	○
(8)	事業を行う者との連携及び協力することが確認できる書類	○
(9)	暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報(別紙5)	○
(10)	終身建物事業者の認可証明書 (終身建物賃貸借事業の認可を受けている場合)	○
(11)	自律型サービス付き高齢者向け住宅登録チェックリスト (登録を希望する住戸がある場合)	○
(12)	併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅登録チェックリスト (地域開放型の併設施設があり、登録を希望する併設施設がある場合)	○
(13)	住宅の入居募集に関する資料(パンフレット等)	○
(14)	その他市長が必要と認める書類	○

別表第5（第6条関係）

<p>1 各居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合において「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同で利用するため十分な面積を有する場合」とみなされる床面積の要件について（規則第8条）</p>
<p>次の要件を満たしているもの。</p> <p>居間、食堂、台所等の共同利用部分の面積の合計が、各居住部分（25㎡未満のものに限る。）の床面積と25㎡の差の合計を上回るもの。ただし、共同利用部分には、事業者と共同使用する部分及びホール、廊下、階段、エレベーター等は含まないものとする。</p>
<p>2 各居住部分に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合において、「共用部分に共同して利用するために適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とみなされる設備要件について（規則第9条）</p>
<p>次の要件を全て満たしているもの。</p> <p>(1) 台所</p> <p>居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を2組以上（登録事業者が食事の提供サービスを実施するものは1組以上）備えていること。</p> <p>(2) 収納設備</p> <p>施錠可能な個別の収納設備を戸数と同数以上備えていること。</p> <p>(3) 浴室</p> <p>次の要件を全て満たしているもの。</p> <p>ア 男女別かつ戸数10戸につき1人分（10戸以下の場合は2人分）以上の浴室を備えていること。</p> <p>イ 居室のある階ごとに浴室を備えていること。ただし、居室のある階ごとに浴室を備えていない場合は、居室のある階から浴室のある階まで移動できる高齢者に配慮したエレベーターを備えていること。</p> <p>なお、デイサービスが同一建物内に併設されており、その浴室を時間外に利用できるものは、1人分の浴室を備えているものとみなす。</p>